

# 常任委員会報告

## 総務委員会

日時 3月2日

午前10時

場所 小出庁舎

所管事務調査

。地震災害の現況経過の説明を受け質疑応答

。豪雪被害の状況調査、対策本部設置、人的、建物等の被害について説明を受け質疑応答

。地震被害に対する救済物資のリストと現況について報告を受ける。

。平成17年度予算について、統括的、概要的に審査質疑応答

。生活交通確保検討委員会の推薦について、3名決定する。

被災者生活再建支援法の改善等に関する意見書提出を求める請願

については、住宅本体の再建の支援、店舗工場農作業場等への公的

支援の拡大の制定など国への要望。

採択し意見書提出へ。

議案37号

過疎地域自立促進計画の策定については、

5年毎の計画見直し、ローリング、過疎債充

当のための計画、災害他、財政的にも必要とし原案可決。

議案38号

名誉市民条例の制定については、旧小出、堀之内、広神で制定

現在5名が名誉市民、原案可決。

場所 広神庁舎

日時 3月12日

午前10時

請願1号

議案39号

褒賞条例の制定については、市議12年、

市長他12年の件で、質疑が多くあり、将来の

事、辞退も出来る事等で賛成多数原案可決。

議案40号

行政改革推進委員会条例の制定については、

市長諮問機関、社会経済情勢の変化に対応した

たスリム化を目指した市政の実現を推進するため原案可決。

議案41号

職員の勤務時間、休暇等については、人事

院規則の改正、職員の

育児又は介護のための職員の早出遅出勤務を

措置するため原案可決。議案42号

付属機関の委員及びその他の非常勤職員に

ついては、法定協で確認済み。原案可決。

議案43号

市長、副市長、収入役の報酬削減の件。手

当の額の算出の基礎となる基本月額が条例通り。質疑多く反対討論

もあり賛成多数で原案可決。

議案44号

前年の教育長の報酬の件。反対討論あり。原案可決。

議案45号

災害弔意金の件。議案46号

災害見舞金の支給の件。議案47号

議案48号

交通安全対策会議の件。

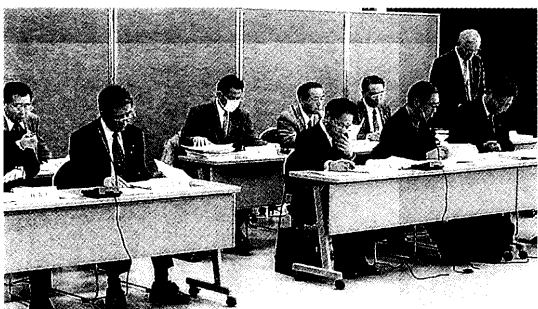
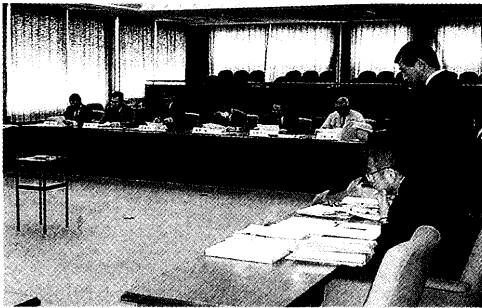
議案49号

集会施設条例の件。以上5件原案可決。

閉会中の所管事務調査

全会一致、これを行なう事とした。繰越明許費の

執行状況、入札の現況など。



# 文教委員会

### 日時

平成17年

3月11日

午前10時開会

### 場所

広神庁舎

3階

議員控室

### 出席者

委員15名

### 説明員

市長、教育長他

1 本会議で付託された

審査事件は条例2件で

あり、いずれも可決す

べきものと決定した。

①魚沼市青少年問題協議

会条例の制定について

「魚沼市青少年問題協

議会」を置く。委員8

人以内。任期2年。形

式的でなく実効的な運

営を望む意見多数。

②魚沼市公民館条例の一

部を改正する条例の制

定について

「中央公民館運営審議

会」委員20人以内。

任期2年。

「地区公民館運営審議

会」委員7人以内。任

期2年。

地区委員の一部は中央

委員を兼ねて連携をは

かる。

2 閉会中の所管事務調

査については

◆地震災害復旧状況

◆学校の学力向上問題

について行なうこと

とした。

3 所管事務等の調査

①震災復旧の進捗状況に

ついて担当課長より説

明を受けた。

◆学校体育館の工事は

3月末を目処に進め

ているが、堀之内小

中学校については耐

震診断補強設計が必

要で七月末頃にずれ

込むかも。広神中学

校のアスベスト除去

は災害復旧補助対象

になる決定通知は得



れたが、工事完了は

六月末頃になる。

◆社会教育・体育施設

については順次進め

ているが査定が遅れ

ているものもある。

また屋外施設は雪消

え後の対応となる。

②その他文教関係事務・

事業について多岐にわ

たり意見交換がなされ

たが、主な話題を列記

する。

◆旧町村の町民村民体

育祭・運動会は合併

後はどうなるか。

◆学校の部活動遠征に

対する市の補助基準。

◆40人学級編成基準と

2学期制について市

の方針。

◆引きこもり・不登校

について実態と対応。

◆卒業式等学校内での

児童生徒の呼称(き

ん付け)について。

◆広神野球場の活用。

◆少人数規模校の長所

と弊害、今後の学校

統廃合について。

◆保育所・幼稚園の一

体化と旧町村の枠を

払った人事異動の推

進。

◆文化振興課より

閉町・閉村記念リ

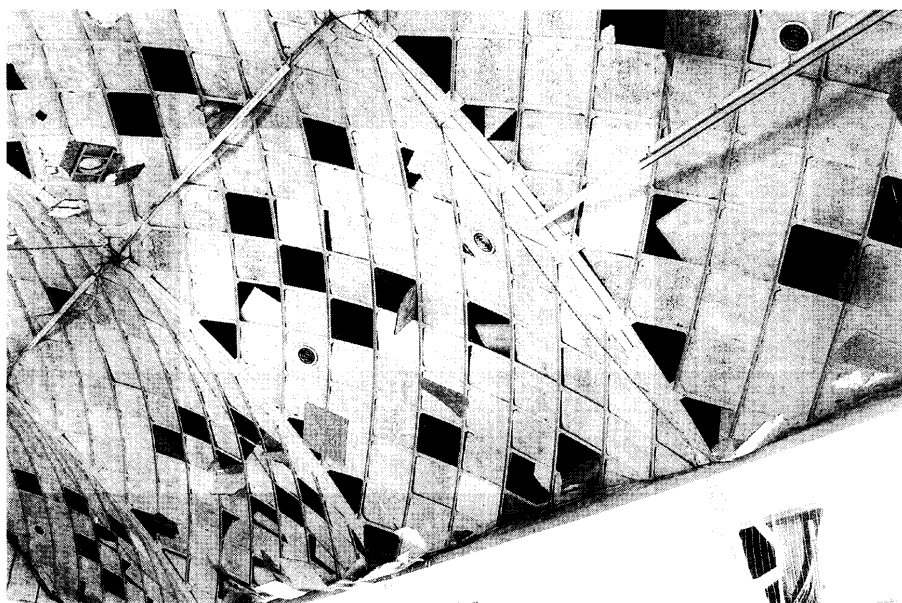
レー展「早津剛展」

記録集及び第10回

宮終二記念館短歌大

会「入選作品集」の

配布・説明があった。



はがれ落ちた天井のパネル(堀之内中学校体育館)

# 福祉委員会

**日時** 平成17年  
2月16日

午後2時

**場所** 守門庁舎 会議室

**出席者** 15名、議長

**説明員** 福祉、子育て支

援、保健の各課長と補佐、堀之内病院事務長と次長、守門総合事務所長と次長、事務局・局長と次長

◆**調査事件**

①災害に係る所管事務調査について、所管4課

長より説明を受け質疑に入る。質疑のなかで被害の大きかった「うかじ園」の復旧について質問が集中し早期に復旧し安心して入居ができるよう課長に要望し施設長に申し入れることとした。

②所管課の事業概要につ

いて、所管4課長と守門総合事務所長から資料により説明を受け質疑に入る。主な質疑は在宅介護支援について、乳ガン、子宮ガン検診回数や検診会場の遠近等について。



③小出病院問題について

小出病院の存続整備については、行政側の説明だけでなく、具体的に何をするのか、できれば3月定例議会会期中に魚沼市議会として意見をとりまとめ、意見書を県に提出できないかという意見に対し、まだ状況としては時期尚早でないか、委員会の中なかでも議会のなかでも内容について周知徹底がなされていないので、重要な問題であり結論を急がず検討することにす。

**日時** 平成17年  
3月14日

午前10時

**場所** 広神庁舎

議員控室

**出席者** 15名、議長

**説明員** 市長、福祉、子

育て支援、保健の各課



うかじ園

◆**調査付託事件**

議案第52号

魚沼市子育て支援センターの一部を改正する条例の制定について、子育て支援課長より改

正内容について説明、質疑後 原案通り可決。

◆**その他について**

議案第53号

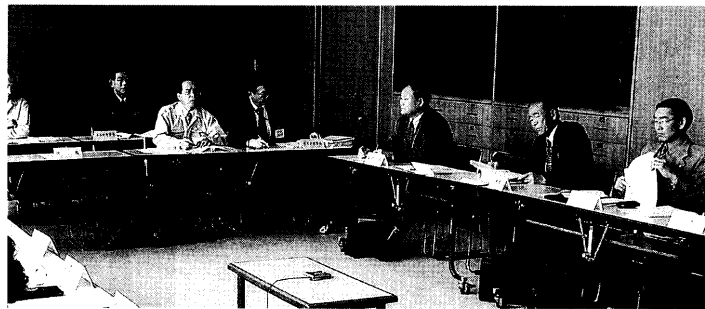
魚沼市設置による入

育成」に関する条例の

失効に伴う経過措置を

定める条例の廃止について、子育て支援課長より説明あり質疑に入り、合併前入広瀬独自で子育て助成をした制度で、合併時の調整で廃止されることに異論もあつたが、別の施策として子供を安心して育てられるような環境づくりが大切であり、なるべく市が一つになるよう偏つたところだけを特別扱いでなく市全体の中なかで取り組みが必要と、市長の答弁と課長の説明を受け採決の結果原案通り可決。

# 環境委員会



### 日時

2月18日  
午後2時

### 場所

広神庁舎

会議室

担当関係課

長より所管業務の説明を受けた後、関係

業務について協議検討を行なった。

### ガス水道業務

今後接続可能と成る所も出て来る。

ガスが時々止まる。熱量変更のため空気混入との関連は。

メーターには、マイコンメータを付けており

地震等には安全であるがバルブと電池消耗で落ちる。しかし改善されて

徐々にブレーカ方式になつてはいる。

ガス水道業務職員配置が不足し、業務に支障

が出ているとのことだがいつ改善されるのか。

企業庁舎のガス業務、水道業務を束ねる組織が必要であり今後検討する。

### 下水道業務

下水道施設の維持管理費が増加し料金が上昇しないか。

10年後の人口減少など施設対応をしながら一般会計よりの繰入となる。又農業施設を流域に

### 委員会開催

3月14日  
午後1時30分

### 消防業務

地域消防団員確保が

むずかしい様だが手当は

身分は非常勤特別職で

年額報酬と出勤手当である。

救急車、消防も地域性としての距離やその体制については。

火災で平均5〜6分、救急では、心臓が停止して3〜4分で危険と成る。救急件数は年1500件、

10年前の1・5倍に達している。

水害、地震、大火等の避難訓練の計画はないか。

今後地域防災計画を県より承認いただき訓練を実施したい。また、女性消防団の組織問題や救命士による患者転送問題を検討。

### 委員会開催

3月9日平成17年第

### 場所

広神庁舎会議室

一回魚沼市議会定例会で

第54号魚沼市特別会

議案第54号から第57号

まで4件についての新市

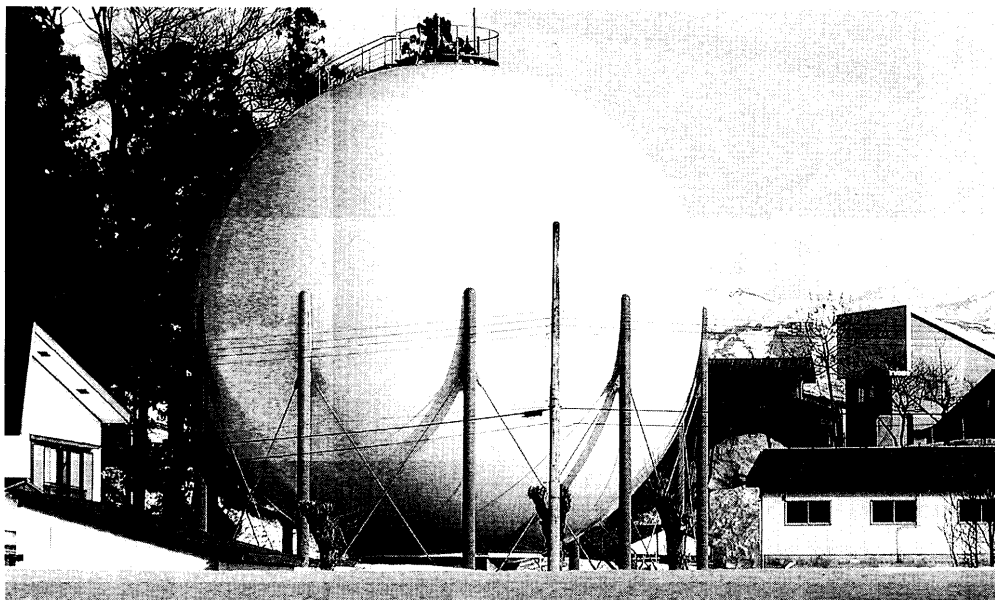
条例案件を受け審議した。

第55号魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例。

第56号魚沼市公営企業等運営審議会条例の制定の件。議案57号魚沼市公営企業の設置に関する条例の一部を改正する

条例の制定についての、4件について課長の説明の後、慎重に審査した。4条例とも原案の通り可決された。第55号ごみ散乱関係については、実行性ある、別の定めを作ることの要望があった。

第56号審議会条例委員について、市議会選出委員2名は、山之内勇議員並びに角屋和一議員を選出した。その他に移り閉会中の所管事務調査を開催することを決定し当日の委員会を終了した。



ガスタンク(小出地区)

計条例の一部を改正する

条例の制定。

第55号魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例。

第56号魚沼市公営企業等運営審議会条例の制定の件。議案57号魚沼市公営企業の設置に関する

条例の一部を改正する

条例の制定についての、

4件について課長の説明

の後、慎重に審査した。

4条例とも原案の通り可決された。第55号ごみ

散乱関係については、実行性ある、別の定めを作ることの要望があった。

第56号審議会条例委員について、市議会選出委員2名は、山之内勇議員

並びに角屋和一議員を選出した。その他に移り閉会中の所管事務調査を開催することを決定し当日の委員会を終了した。

# 商工観光委員会

**日時** 平成17年3月15日 者、農業団体等15人の

付託案件2件の審査及び所管事務調査報告が行なわれました。審議内容は次のとおり。

「魚沼市農村地域工業等導入対策審議会条例」について

魚沼市の工業等の導入計画は、農林地域工業等導入促進法の規定する「農工計画」に基づいて実施されており、7地区において31事業所、300人以上の方が就業している。

審議会は、農村部に工業（企業）を導入するに当たり、計画の策定や企業の立地に関する重要事項を審査・審議する市長諮問機関である。構成員は、民間企業、商工関係

る農村地域工業等導入実施計画を中心に本審議会は運営される。

**〔審議内容〕**

①審議会は公開で実施し、一般市民の方も審議内容を聞くことができる。

②審議会メンバーは、工業・農業・雇用といった産業分野の方が中心となる。

の「水の郷計画」と堀之内地区の「上原計画」の2地区。農業と工業の調和のある発展、地域経済の活性化、雇用の創出、農業構造の改善等を定め



「魚沼市工場等誘致条例の一部を改正する条例」について

魚沼市の工業誘致条例は、旧6カ町村の地域指定の状況に応じて適用される法律に基づき、固定資産税の3年間免除措置を適用させている。この

度法律の改正により、小出・堀之内地区で適用されていた「低開発地域工業開発促進法」が、施行後40年を経過し廃止されたので、適用条文の改正とあわせて市単独特認項目を設けた。

③工場誘致条例が適用されると、原則として新潟県工場誘致条例にも該当し、事業税・不動産取得税等が免除される。

④国からの減収補填措置が適用されない場合でも、土地利用計画との整合性がれている。

⑤旧小出町で施行した「小出町産業立地を促進するための町税の特例に関する条例」は、暫定施

**〔審議内容〕**

①免除対象は、建物、機械装置などの固定資産です。文言の改正（者からもの）を行なっている。

②申請する場合は、事前の調査・協議が必要となり、投資計画の内容を聞くことになる。



須原スキー場

# 農林建設委員会

**日時**

平成17年  
3月11日

**場所**

午後1時30分  
広神庁舎

**出席者**

議員控室  
委員16名、

**説明員**

市長他、担当課長3名

農林委員会に付託の事  
件は、審査の結果、い  
ずれも原案のとおり可決す  
べきものと決定。おもな  
内容は以下のとおりです。

1 議案第60号

魚沼市林野条例の一部  
を改正する条例制定につ  
いて

**問** 本条例と森林組合と  
の関係はどのようになる  
のか。

**答** 森林組合の方からも  
委員会組織に参加いた  
だ

きたい。

**問** 市が所有する林野面  
積はどのくらいか。

**答** 4万3018ヘク  
タールの林野面積である。

**問** 森林の所有権など権  
利関係が不明確な点があ  
るが今後いかに取り組む  
か。

**答** 国土調査の進捗状況  
が問題で山林関係はあま  
り進んでいない。

**問** 今後委員会でも所有権、  
入会権を明確にしていく  
必要がある。

**答** 委員会として諮問を  
受けた内容について審議  
したい。

2 議案第61号

魚沼市地下水の採取に  
関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

**問** 本条例は魚沼市全体  
に関わる事か。

**答** 旧湯之谷村だけだ。  
**問** 今後地域の拡大は考

えていないか。

**答** 地域により地盤沈下  
などの問題も聞いている  
が委員会がきたら相談  
したい。

**問** 5名の委員で重要な  
問題を決定するには人数  
が少ないのではないか。

**答** 市内全域になると増  
員しなければならない。

3 議案第62号

魚沼市都市計画審議会  
条例の制定について

**問** 構成員の中に市議会  
議員4人以内とあるが議  
会の立場から弊害が出な  
いか。

**答** 都道府県都市計画審  
議会及び市町村都市計画  
審議会の組織及び運営の  
基準を定める政令の中で  
定められている。

**問** 審議会における会議  
を公開せよ。

**答** 審議会で公開、非公  
開いずれもできる。

**問** 市民から市長が認め  
た者4人以内とあるが公  
募が望ましいと考える。

**答** 入広瀬地区、守門地  
区、広神地区、消費者団  
体等合併協議会で合意さ  
れた方針で進めていき  
たい。

4 所管事務等の調査に  
ついて

**問** 小規模災害復旧のシ  
ステムはどうなっている  
のか。

**答** 小規模補助債という  
起債事業になるもので  
40万円から13万円まで  
は市が工事を行ない事業  
費の10%を受益者負担  
としてお願いしたい。17

**問** 農地、農業施設の発  
注が多数出るが請負業者  
の対応は大丈夫か。

**答** 施工には万全をつ  
く

**問** 周辺山間地では特に  
農地復興への思いが強い  
がいかに応えるか。

**答** 消雪材散布の補助を  
検討している。

**問** 雪消えと同時に農地、  
農業施設の復旧と田植え

開いずれもできる。

までが時間との勝負だが  
職員の不足はないのか。

**答** 県に管理事務を一切  
委託して新年度から対応  
を願いたい。



雪消え後の早期復旧が求められる(広神地区池平)

# 地震災害調査特別委員会

**日時** 3月15日

午後1時30分開会

**場所** 広神庁舎

議会議場

**出席者** 18名、議長

**説明員** 市長他、4名

地震災害調査特別委員会が開かれ、以下の件について調査、審査を行った。

### ◆学校施設で被害の大きさ

学校施設で被害の大きかった堀之内小学校体育館及び堀之内中学校体育館を現地視察した。

害のみなし方について

又復興基金、小規模災害の補助対応などについて質疑を行なった。

### ◆その他

県の借り上げアパートの件、公営住宅建築要望はどの様な対応か。

**答** 被災者個々の調査を実施し要望を把握したい。

**問** 県の復興基金の支援は広く生かせるのではないか。

**答** 124項目のメニューがあり、災害復興プロジェクトチームを作って対応して行きたい。

**問** 地震被害と豪雪被害の複合は地震災害として認定再査定が必要である。

**答** 融雪被害についても激甚災害としての補助を求める。

**問** 40万円以下の小規模復旧を自分で行なった場合については。

**答** 市独自の補助制度を可能なら適用したい。

**問** 農地復旧負担金を出してまで出来ない人達もいる。

**答** 農地をなるべく荒らさない、減らさない様お願いしたい。

### ◆審議を通じ魚沼市の学

校校舎の耐震化率が24%で県の平均41%全国が46%に比べ大きく劣っている事が明らかになった。

審議を通じ魚沼市の学

校校舎の耐震化率が

24%で県の平均41%

全国が46%に比べ大

きく劣っている事が明

らかになった。

### ◆先の仮設住宅及び既存

施設等の住宅入居状況視察で住民との対話が非常に好評で、多くの課題も与えられた。その中で農地農道等雪にかくされた施設の復旧には特に要望が強く委員会としても再度、早急に必要なら農林建設委員会と連合で現地視察をする事を決した。



天井パネルが落下、甚大な被害を受けた堀之内中学校体育館

**問** 堀之内小、中学校ともに耐震診断、補強設計となっている、復旧後避難所としての機能は大丈夫か。

**答** 原型復旧ということ

**問** 生徒、保護者に復旧計画等の状況報告が必要ではないか。

**答** 出来るだけ早く復旧



震源地にもなり、大きな被害を受けた守門福山地域住民の意見を聞く

# 市民の声

## 議会傍聴記



魚沼市新道島  
横山汎愛(79歳)

一月の議会は丁度連休であったがドカ雪の中で行なわれた。さすがマンモス議会といわれるだけあってビックリした。十五分の持ち時間を使っての質問の内容は勉強の跡がうかがえてよかった。市長の政治姿勢、小出病院の問題、又は環境問題等今すぐに取りかからねばならない事柄ばかりですが、どれを取ってもすぐやらなければならぬ問題です。

しかし私はこれらと同じ時に取り上げて頂きたいのは地震災害。これに追い打ちをかけた大雪の事です。これらの問題を取り上げた議員が少なかつた。議員でどれだけこれに質問時間をさいたか今一番行なわなければならぬ問題は地震以前の姿にもどす事です。今回の災害は合併前に云われた陽のあたりの少ないといわれた堀之内地区、広神地区、守門地区等に被害が集中した。川口寄りと山古志寄りの所である。この復旧を行政、議員が丸となって頂きたい。これは今与えられた大きな問題です。議会内部の事も大切ですが、どうかどい様ですが是非お願いしたい。

## 議会を

### 傍聴して



魚沼市須原  
大塚 晋(74歳)

3月28日、予算議会終了日に議会の自主解散の発議が出されると聞き、議会傍聴に出かけました。ところが傍聴席は満員で入れず、別室のモニターテレビにて傍聴といった程の盛況で、住民の関心の高さに驚きました。議員が多すぎて質疑も十分出来ないとの話でしたが、議場の様子を一目見て「なるほど」とうなずけました。一日も早く正規の26名による議会の必要性を痛感させられました。

さて、大勢の市民が見守るなか、自主解散に対する賛成討論・反対討論が行われ、その後記名投票による採決が行われましたが、結果は46対47で否決されてしまいました。期待を込めて傍聴に行きましたが、失望しました。住民のリコール署名が25,000人余りと聞きますが、これは全有権者の7割以上に当たります。否決した議員はこの数字をどう受け止めているのでしょうか。これはまさに天の声であり最大限尊重し、これに答えるのが議員の姿ではないでしょうか。

反対討論者の多くは、雪の下がどうなっているか見極める必要があると言っていますが、26名の選ばれた議員では駄目なれば成らないのでしょうか。それよりも雪が消える頃になれば、住民投票により辞めなければならぬことを分かっているのでしょうか。地震災害に苦しんでいる住民の立場に立って、早急に議会を自主解散し、雪解け後の対応を切に要望するものであります。



約250人も傍聴者が訪れた3月議会最終日



中越大地震の復旧、復興を盛り込んだ新生魚沼市初となる平成17年度予算が決まった。

旧6カ町村時の事業を引き継いだ超大型予算である。地域住民の目で関心をもって見つめていくことが大切だ。

3月予算議会の最終日に、議会の早期解散を求めたりリコール運動の結果を尊重するとして42名の議員が辞職するという不測の事態となった。

合併協議会で4年余をかけた審議の結果、地域住民の不安感を解消させるために、合併特例法に基づき議員任期を1年6か月と定め、スタートしてから5か月で重大な局面を迎えようとしている。

『人と四季がかがやく雪のくに』をスローガンに融和と協調の精神の下で誕生した魚沼市の将来に禍根を残さないよう、市民一人一人が今こそ冷静に対応することが求められている。『初心を忘れるべからず』の教えを大切にしたい。

(佐藤喜郎)